

三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣実施要領

(目的)

第1条 この要領は、中小企業者等が自社の強み等を活かした多様な事業展開や生産性・収益性の向上を目指すにあたり、適切な助言等を行える知識、経験を有する専門家を派遣要請に応じて派遣することにより、中小企業者等の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において「中小企業者等」とは、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 総務省が定める日本標準産業分類の「製造業」に属すること。
- (3) 三重県内に本社又は事業所等を有すること。

(対象事業者)

第3条 本事業の対象となる事業者は、次の要件に該当する中小企業者等とする。

- (1) 自社の強み等を活かした多様な事業展開や生産性・収益性の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。
- (2) 自社の強み等を活かした多様な事業展開や生産性・収益性の向上を目指す方向性や目標が明確であること。

(専門家の派遣申請)

第4条 前条に規定する中小企業者等のうち専門家の派遣を受けようとする者は、専門家派遣申請書(様式1)を知事に提出することとする。

(支援企業の決定)

第5条 知事は、前条の規定により専門家派遣申請書の提出があった場合は、次の各号に該当するか適否を審査し、支援企業を決定するものとする。この場合、必要に応じて当該申請者に対する聞き取り調査等を行うものとする。

- (1) 第2条、第3条の規定に合致していること。
- (2) 専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況にあると判断されること。

(専門家の派遣)

第6条 知事は、専門家の派遣にあたっては、専門分野、期待される効果等を考慮して専門家を決定するものとする。

2 知事は、派遣する専門家(以下「派遣専門家」という。)を決定した場合は、当該派遣専門家に対して依頼するとともに、申請者に対して専門家派遣決定通知書(様式2)をもって通知するものとする。

(支援企業、派遣専門家の責務)

第7条 支援企業は、あらかじめ資料等を準備し、派遣専門家が効率的で効果的な支援を実施できるように環境整備に努めることとする。

2 派遣専門家は、支援企業の取組等を的確に分析し、効率的かつ効果的に実施することとする。

(派遣の変更及び中止)

第8条 派遣の決定を受けた支援企業は、専門家派遣の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、ただちに知事に対し、報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた知事は、支援企業に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

(派遣専門家の業務報告)

第9条 派遣専門家は、支援企業と支援計画の打ち合わせを行い、速やかに専門家派遣支援予定表(様式3)を知事に提出するものとする。

2 派遣専門家は、各回の助言等を実施した後、速やかに専門家派遣支援報告書(様式4)を知事に提出するものとする。

3 派遣専門家は、助言等がすべて完了した後、速やかに専門家派遣支援総括報告書(様式5)を知事に提出するものとする。

(支援企業の報告)

第10条 専門家の派遣を受けた支援企業は、専門家派遣支援予定表に基づく派遣が完了した日から15日以内又は派遣を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに、専門家派遣結果報告書(様式6)を知事へ提出するものとする。

(派遣専門家の義務)

第11条 派遣された専門家は、専門家派遣に係る誓約書(様式7)を知事に提出するとともに、業務上知り得た事項について、派遣終了後も守秘義務を負うものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、専門家の派遣に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和2年10月12日から施行する。

三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣申請書

令和 年 月 日

(所在地)

(事業所名)

(代表者職氏名)

印

三重県知事 へ

三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣実施要領第4条の規定により、次のとおり申請します。

1. 会社概要

事業内容 (簡潔に分かりやすく 記入してください)				
資本金	円	常時雇用従業員数	人	
連絡担当者	所属		担当者名	(役職) (氏名)
	電話番号		メール	

2. 専門家派遣の内容

貴社の今後の事業展開の 方向性や目標、 専門家派遣の必要性・ 希望する支援内容 (具体的に助言を得たいこと等)	<p>例 1</p> <ul style="list-style-type: none">・新素材に対応した加工技術を活かし、次世代自動車に向け新たな事業展開を図りたい。・～年までに新素材に対応した加工技術を確立したうえで試作品を作ることが目標。・次世代自動車分野で今後需要が高まると見込まれる製品と求められる技術について自社の加工技術の活かし方について特に助言を希望する。 <p>例 2</p> <ul style="list-style-type: none">・検査の強みを活かし、自動車分野に依存しない新たな分野での軸を構築したい。・～年までに新しく進出を見込んでいる医療分野での商談会に出展することが目標。・新たな事業展開に際し、強みと認識している検査技術の磨き上げ、及び技術の他分野への転用の可否・方向性について助言・支援を受けたい。
---	---

(記載に際する注意事項)

- 1 会社案内がある場合は添付して下さい。
- 2 専門家派遣に先立ち、本申請書の具体的内容について、別途ヒアリングさせていただくことがあります。
- 3 本申請書の内容は県ものづくり産業振興課で実施する事業以外の目的では使用いたしません。

令和 年 月 日

様

三重県知事 鈴木 英敬

三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣
決定通知書

令和 年 月 日付で貴社から申請のあった専門家の派遣については、三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣実施要領第6条第2項に基づき、下記の通り決定したので通知します。

記

事業所名				
所在地				
代表者職氏名				
連絡担当者	所属		担当者名	
	電話番号		メール	
支援方針				

※上記の決定内容に、変更または中止の必要が生じた場合は、ただちに三重県まで報告して、指示に従ってください。

三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣
支援予定表

令和 年 月 日

三重県知事あて

専門家氏名：_____

支援企業名	
支援方針	

	支援内容・時期（予定）
1回目	
2回目	
3回目	
4回目	
5回目	
備考	

三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣
支援報告書

令和 年 月 日

三重県知事あて

専門家氏名：_____

支援企業名			
支援方針			
実施日		回数	回目
企業側対応者名			
実施した概要			

(※) 助言等を1回行うたびに、1枚作成してください。

(※) 助言等の資料、議事録等を別途作成している場合は、それを添付しても可。

三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣 支援総括報告書

令和 年 月 日

三重県知事あて

専門家氏名： _____

支援企業名	
1 支援方針	
2 助言等の内容と支援企業の対応（時系列に概要を記載ください）	
3 見込まれる効果	

三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣
専門家派遣結果報告書

令和 年 月 日

三重県知事あて

事業所名：_____

派遣専門家氏名	
派遣を受けた日	支援を受けた内容
専門家派遣を受けた結果、今後の貴社の事業方針を記入してください。	
専門家派遣に対するご要望	

専門家派遣に係る誓約書

私は、三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣を行うにあたり、下記の内容について誓約します。

記

1. 三重県ものづくり企業戦略展開支援専門家派遣実施要領を順守すること。
2. 専門家派遣により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。
3. 専門家派遣により職務上必要がある場合のほか、みだりに三重県の名称、または専門家の名称を使用しないこと。
4. 三重県から依頼を受けた業務と自己の業務を明確に区別し、みだりに三重県の専門家としての通知を受けていることを明示しないこと。
5. 専門家として、また専門家派遣に従事するにあたり、信義に従って誠実にこれを履行し、不慮の事故、不測の事態に遭遇した場合は、自己の責任において誠実に対応し、速やかに三重県に報告すること。
6. 私（所属する団体、企業を含む）が、下記の各号の一に該当すると認められた場合、専門家通知の取消処分があっても異議を申し立てないこと。

- 1 本人、法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合
- 2 本人、法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 本人、法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 本人、法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- 5 本人、法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- 6 本人、法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住 所：(〒)

氏 名：

印